

令和 8 年度 社会福祉法人等（保育施設等を除く）指導監査 基本方針及び重点事項

1. 基本方針

指導監査は、社会福祉法人及び社会福祉施設等において、関係法令及び関係通知等に基づく基準の実施が、適正に行われているかどうかを個別に調査し、必要な是正の処置を講ずる事等により、法人及び施設等における適正かつ円滑な運営の確保を図ることを目的とし、「新潟市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に基づき実施するものとする。

2. 指導監査方法

指導監査は、実地監査により実施するが、前回の監査結果から適正な運営が確保されている法人施設等については、以下の取り扱いとする。

（1）社会福祉法人

（実施基準）

新潟市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第 3 条第 2 項から第 6 項までの規定に従い行う。

（選定方法）

実施基準に基づき、福祉監査課が監査対象法人を決定する。

（2）社会福祉施設

（実施基準）

3 年に 1 回実施・・・前回実地監査を行った施設で、監査結果において文書指摘事項のなかった施設及び文書指摘はあるが、指摘数が少なく、指摘事項が既に改善されているかまたは、早期に改善が見込める施設。

毎年又は 2 年に 1 回実施・・・上記条件を満たさない施設。

（選定方法）

実施基準に基づき、福祉監査課と施設所管課の協議により監査対象施設を決定する。

（3）有料老人ホーム

（実施基準）

3 年に 1 回実施・・・前回立入検査を行った施設で、検査結果において文書指摘事項のなかった施設及び文書指摘はあるが、指摘数が少なく、指摘事項が既に改善されているかまたは、早期に改善が見込める施設。

毎年実施・・・上記条件を満たさない施設。

(選定方法)

実施基準に基づき、福祉監査課と施設所管課の協議により検査対象施設を決定する。

3. 重点事項

前年度の監査結果及び最近問題となった事項等を考慮して、重点事項を定め指導監査を実施する。

(1) 法人関係

ア 役員及び評議員の選任について、法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。

イ 理事会及び評議員会の運営について、招集、決議及び記録の作成保存が適正に行われているか。

ウ 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、法令に定める手続により作成し、公表しているか。

エ 定款について、法令に従い備置き・公表を行っているか。

(2) 経理関係

ア 法人及び施設経理区分において、経理規程に沿った適正な処理が行われているか。
特に物品購入や工事契約等は経理規程に定められた手続きを踏み、入札とすべき契約案件を安易に随意契約としていないか。

イ 各経理区分間の資金移動や運営費の運用について、各種通知に則り適正に行なっているか。

ウ 会計伝票と証憑書類は全て整理・保存されているか。また、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、不正な会計処理を未然に防ぐための内部けん制体制が確保されているか。

エ 監事による厳正かつ実効性のある監査を実施しているか。

オ 各種計算書類の整合性は取れているか。

カ 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。

(3) 施設運営関係

ア 苦情処理体制を構築し、利用者等に対して周知を行い、苦情解決に適切な対応をしているか。

イ 危険物の保管や入所者の所在確認等のリスク管理について、事故再発防止策の策定等を含め、積極的に行なわれているか。また感染症及び食中毒等の発生及びまん延防止等の衛生管理は適切に行なわれているか。

ウ 火災及び地震・台風・水害等に対する災害計画が作成され、非常災害に対処する組織的活動体制が確立されているか。

エ 防災設備・避難経路の点検整備、火災の予防、避難訓練を適切に行っているか。

オ 特に、有料老人ホームにおいては、利用者との契約に際し、利用者に交付する書面の内容に不備はないか。

(4) 施設利用者等の処遇

ア 個々の意志及び人権を尊重した適切な利用者処遇が確保されているか。特に、虐待防止のための措置を講じているか、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。また、プライバシーへの配慮を積極的に行っているか。

イ 利用者等の個々の処遇方針は、心身の状況、その置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、処遇検討会議等において検討した上で策定され、定期的に見直しが行なわれているか。